

# 四半期報告書

(第166期第3四半期)

自 平成21年10月1日  
至 平成21年12月31日

株式会社日清製粉グループ本社

(E00346)

## 表 紙

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 第一部 企業情報 .....                     | 1  |
| 第1 企業の概況 .....                     | 1  |
| 1 主要な経営指標等の推移 .....                | 1  |
| 2 事業の内容 .....                      | 2  |
| 3 関係会社の状況 .....                    | 2  |
| 4 従業員の状況 .....                     | 2  |
| 第2 事業の状況 .....                     | 3  |
| 1 生産、受注及び販売の状況 .....               | 3  |
| 2 事業等のリスク .....                    | 4  |
| 3 経営上の重要な契約等 .....                 | 4  |
| 4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ..... | 4  |
| 第3 設備の状況 .....                     | 10 |
| 第4 提出会社の状況 .....                   | 11 |
| 1 株式等の状況 .....                     | 11 |
| 2 株価の推移 .....                      | 32 |
| 3 役員の状況 .....                      | 32 |
| 第5 経理の状況 .....                     | 33 |
| 1 四半期連結財務諸表 .....                  | 34 |
| 2 その他 .....                        | 48 |
| 第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....            | 49 |

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

|            |                                                                       |
|------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】     | 四半期報告書                                                                |
| 【根拠条文】     | 金融商品取引法第24条の4の7第1項                                                    |
| 【提出先】      | 関東財務局長                                                                |
| 【提出日】      | 平成22年2月12日                                                            |
| 【四半期会計期間】  | 第166期第3四半期（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）                                |
| 【会社名】      | 株式会社日清製粉グループ本社                                                        |
| 【英訳名】      | NISSHIN SEIFUN GROUP INC.                                             |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 村 上 一 平                                                         |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区神田錦町一丁目25番地                                                    |
| 【電話番号】     | 東京（03）5282-6610                                                       |
| 【事務連絡者氏名】  | 経理・財務本部経理部長 見 目 信 樹                                                   |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区神田錦町一丁目25番地                                                    |
| 【電話番号】     | 東京（03）5282-6610                                                       |
| 【事務連絡者氏名】  | 経理・財務本部経理部長 見 目 信 樹                                                   |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町2番1号）<br>株式会社大阪証券取引所<br>（大阪市中央区北浜一丁目8番16号） |

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

| 回次                                 | 第165期<br>前第3四半期<br>連結累計期間            | 第166期<br>当第3四半期<br>連結累計期間            | 第165期<br>前第3四半期<br>連結会計期間             | 第166期<br>当第3四半期<br>連結会計期間             | 第165期                               |
|------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 会計期間                               | 自 平成20年<br>4月1日<br>至 平成20年<br>12月31日 | 自 平成21年<br>4月1日<br>至 平成21年<br>12月31日 | 自 平成20年<br>10月1日<br>至 平成20年<br>12月31日 | 自 平成21年<br>10月1日<br>至 平成21年<br>12月31日 | 自 平成20年<br>4月1日<br>至 平成21年<br>3月31日 |
| 売上高 (百万円)                          | 354,139                              | 341,386                              | 122,743                               | 114,507                               | 466,671                             |
| 経常利益 (百万円)                         | 19,927                               | 23,859                               | 8,739                                 | 10,195                                | 24,618                              |
| 四半期（当期）純利益 (百万円)                   | 10,870                               | 14,303                               | 5,475                                 | 5,933                                 | 13,852                              |
| 純資産額 (百万円)                         | —                                    | —                                    | 288,168                               | 298,822                               | 286,094                             |
| 総資産額 (百万円)                         | —                                    | —                                    | 381,529                               | 392,794                               | 370,879                             |
| 1株当たり純資産額 (円)                      | —                                    | —                                    | 1,039.74                              | 1,081.94                              | 1,034.49                            |
| 1株当たり四半期<br>（当期）純利益 (円)            | 43.75                                | 57.56                                | 22.04                                 | 23.87                                 | 55.75                               |
| 潜在株式調整後1株当<br>たり四半期（当期）純<br>利益 (円) | 43.74                                | 57.55                                | 22.03                                 | 23.87                                 | 55.74                               |
| 自己資本比率 (%)                         | —                                    | —                                    | 67.7                                  | 68.4                                  | 69.3                                |
| 営業活動による<br>キャッシュ・フロー (百万円)         | 12,159                               | 36,776                               | —                                     | —                                     | 20,072                              |
| 投資活動による<br>キャッシュ・フロー (百万円)         | 1,805                                | △45,218                              | —                                     | —                                     | △10,235                             |
| 財務活動による<br>キャッシュ・フロー (百万円)         | △5,501                               | △5,513                               | —                                     | —                                     | △6,675                              |
| 現金及び現金同等物の<br>四半期末（期末）残高 (百万円)     | —                                    | —                                    | 46,447                                | 26,476                                | 40,339                              |
| 従業員数 (人)                           | —                                    | —                                    | 5,184                                 | 5,317                                 | 5,200                               |

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

なお、その他事業のNBC㈱（連結子会社）は、平成21年10月1日をもって㈱NBCメッシュテックに商号変更いたしました。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、NBC㈱は、平成21年10月1日をもって㈱NBCメッシュテックに商号変更いたしました。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

|         |               |
|---------|---------------|
| 従業員数（人） | 5,317 [1,869] |
|---------|---------------|

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [ ] 内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

|         |          |
|---------|----------|
| 従業員数（人） | 266 [14] |
|---------|----------|

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [ ] 内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| 事業の種類別セグメントの名称 | 前第3四半期連結会計期間<br>(自 平成20年10月1日<br>至 平成20年12月31日) | 当第3四半期連結会計期間<br>(自 平成21年10月1日<br>至 平成21年12月31日) | 増減率(%) |
|----------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------|
|                | 金額(百万円)                                         | 金額(百万円)                                         |        |
| 製粉             | 51,100                                          | 44,115                                          | △13.7  |
| 食品             | 33,214                                          | 30,748                                          | △7.4   |
| その他            | 5,511                                           | 5,488                                           | △0.4   |
| 合計             | 89,827                                          | 80,352                                          | △10.5  |

(注) 1 金額は、期間中の平均販売価格等により算出しており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

重要な受注生産を行っておりませんので、記載を省略しております。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| 事業の種類別セグメントの名称 | 前第3四半期連結会計期間<br>(自 平成20年10月1日<br>至 平成20年12月31日) | 当第3四半期連結会計期間<br>(自 平成21年10月1日<br>至 平成21年12月31日) | 増減率(%) |
|----------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------|
|                | 金額(百万円)                                         | 金額(百万円)                                         |        |
| 製粉             | 52,515                                          | 45,368                                          | △13.6  |
| 食品             | 61,237                                          | 57,983                                          | △5.3   |
| その他            | 8,990                                           | 11,155                                          | 24.1   |
| 合計             | 122,743                                         | 114,507                                         | △6.7   |

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

| 相手先   | 前第3四半期連結会計期間<br>(自 平成20年10月1日<br>至 平成20年12月31日) |       | 当第3四半期連結会計期間<br>(自 平成21年10月1日<br>至 平成21年12月31日) |       |
|-------|-------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------|-------|
|       | 金額(百万円)                                         | 割合(%) | 金額(百万円)                                         | 割合(%) |
| 三菱商事㈱ | 16,985                                          | 13.8  | 15,677                                          | 13.7  |

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

主要な原材料価格および販売価格の変動については「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載しております。

## 2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日(平成22年2月12日)現在において当社が判断したものであります。

### (1) 業績の状況(経営成績)及び経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当第3四半期連結会計期間につきましては、世界的な景気悪化の影響を受け、引き続き個人消費が低迷するなど市場環境が一段と厳しくなる中、消費者の皆様の家庭内調理志向の拡大や多様化するニーズに応えた新製品の広告宣伝活動を積極的に推進するなど、各事業において売上げ拡大施策を実行しました。一方、コスト面に関しましては、一昨年9月の製粉東灘工場の本格稼働を始め、グループを挙げたコスト削減に取り組みました。そのような中、輸入小麦の政府売渡価格が昨年4月に平均で14.8%、10月にも平均23%引き下げられたことを受け、製品価格改定を実施いたしました。

また、昨年4月に平成22年度までの2か年の経営計画「日清製粉グループ行動計画 GO, 2010」をスタートし、その目標達成に向けた取組みを各事業において着実に進めております。

この結果、第3四半期連結会計期間の業績は、小麦価格引き下げに伴う製品価格改定により売上高は1,145億7百万円(前年同期比93.3%)となりました。利益面では、食品事業の家庭用小麦粉・プレミックス等の主要製品及び海外事業等における出荷が好調であったこと、並びに製粉東灘・神戸工場統合効果を始めたこととした生産性向上施策の効果、各事業における固定費削減や購買・物流改善等のコストダウンにより、営業利益92億68百万円(前年同期比113.4%)、経常利益101億95百万円(前年同期比116.7%)、四半期純利益59億33百万円(前年同期比108.4%)となりました。

### ①事業の種類別セグメントの売上高・営業利益概況 (製粉事業)

製粉事業につきましては、景気低迷の影響を受けた厳しい市場環境下、各種キャンペーンや展示会などを通じ、パンや麺の新たなメニューや食シーンの提案など、需要創造に積極的に取り組み市場開拓に努め、業務用小麦粉の出荷は前年を上回りました。また、輸入小麦の政府売渡価格が昨年4月に平均で14.8%、10月にも平均で23%引き下げられたことを受け、それぞれ昨年5月と11月に業務用小麦粉の価格改定を実施いたしました。

生産・物流面では、一昨年9月に業界最高水準の機器・システムを導入した東灘工場新ラインが本格稼働したことを始め、生産性向上・物流改善等のコスト削減の取組みを着実に推進するとともに、引き続き安心・安全対策を強化してまいりました。

副製品であるふすまにつきましては、価格は低調に推移しました。

海外事業につきましては、積極的な営業活動を展開し出荷は前年を上回りました。

この結果、製粉事業の売上高は453億68百万円(前年同期比86.4%)、営業利益は47億60百万円(前年同期比115.1%)となりました。

### (食品事業)

加工食品事業につきましては、個人消費が低迷する厳しい環境下にあります。消費者の皆様のご家庭内調理志向の拡大と多様化するニーズに応える生活応援品として、昨年8月にお好み焼粉やたこ焼粉などのプレミックス製品を中心に家庭用新製品を発売するとともに、テレビコマーシャル等を通じた積極的な広告宣伝活動により需要喚起に努めました。その結果、出荷に関しましては、家庭用のプレミックス製品や小麦粉の出荷が好調に推移した他、パスタも前年を上回り、家庭用製品全体で前年を上回りました。しかしながら、輸入小麦の政府売渡価格引き下げを受け、昨年6月に小麦粉関連製品の価格改定を実施したこと等により、売上げは前年を下回りました。中食・惣菜事業につきましては、収益改善施策に着手しました。海外事業におきましては、中国及びタイで今後市場の成長が期待されるベーカリー顧客向けの事業を昨年4月より展開するなど、積極的な事業拡大を図り、出荷は前年を上回りました。

酵母・バイオ事業の酵母事業は、イースト、パン品質改良剤等が堅調でしたが、油脂加工品、総菜、マヨネーズ等が低調で売上げは前年を下回りました。バイオ事業は昨年10月に養魚飼料事業を譲渡したこと、受託試験や血清・培地が低調で売上げは前年を下回りました。

健康食品事業につきましては、新製品の販売に注力するなど消費者向け製品の拡販を図り、売上は前年を上回りました。

この結果、食品事業の売上高は579億83百万円（前年同期比94.7%）、営業利益は35億99百万円（前年同期比104.1%）となりました。

#### （その他事業）

ペットフード事業につきましては、プレミアムドッグフード「ジェーピースタイル」及び犬用ドライ製品は伸長したものの、猫用ウェット製品が低調で売上は前年を下回りました。

エンジニアリング事業につきましては、関連業界の設備投資環境は引き続き厳しいものの、主力のプラントエンジニアリングにおける大型工事により売上は前年を上回りました。

メッシュクロス事業につきましては、昨年11月に新規抗ウイルス技術「C u f i t e c（キュフィテック）」を使用した高性能マスクを発売するなど新規領域での販売にも取り組みました。売上は、産業用資材は低調だったものの、主力のスクリーン印刷用資材、化成品などは回復基調で前年を上回りました。

この結果、その他事業の売上高は111億55百万円（前年同期比124.1%）、営業利益は8億39百万円（前年同期比148.8%）となりました。

### ②経常利益・四半期純利益の状況

#### （経常利益）

金融収支は4億2百万円（益）で、前第3四半期連結会計期間に比べて1億37百万円減少しました。持分法による投資利益は3億37百万円で、前第3四半期連結会計期間に比べ1億65百万円増加しました。これは主に配合飼料関連会社の利益が増加したことによります。その他雑損益合計は1億87百万円（益）で、前第3四半期連結会計期間に比べ3億30百万円増加しました。これは主に為替差損の減少によるものです。

以上の結果、営業外損益合計では9億26百万円（益）となり、前第3四半期連結会計期間に比べ3億58百万円増加し、経常利益は前第3四半期連結会計期間に比べ、14億55百万円（16.7%）増の101億95百万円となりました。

#### （四半期純利益）

特別利益は2億72百万円、特別損失は1億49百万円で差引特別損益は1億23百万円（益）となり、税金等調整前四半期純利益は前第3四半期連結会計期間と比べ15億8百万円増の103億18百万円となりました。特別利益の主なものは事業譲渡益2億40百万円であります。

税金等調整前四半期純利益から、法人税等38億23百万円、少数株主利益5億61百万円を差し引き、四半期純利益は59億33百万円、前第3四半期連結会計期間と比べ、4億57百万円（8.4%）増となりました。

### （2）キャッシュ・フローの状況、資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第3四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前四半期純利益103億18百万円、減価償却費37億32百万円等の資金増加が、法人税等の支払額39億88百万円等の資金減少を上回ったことにより、当第3四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは106億53百万円の資金増加となりました。なお、第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは261億23百万円の資金増加であったため、当第3四半期連結累計期間においては367億76百万円の資金増加となりました。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

3ヶ月を超える定期預金及び有価証券の運用による預入・取得が満期・償還を227億68百万円上回り、また、有形及び無形固定資産の取得に30億96百万円を支出したこと等により、当第3四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは253億68百万円の資金減少となりました。なお、第2四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは198億50百万円の資金減少であったため、当第3四半期連結累計期間においては452億18百万円の資金減少となりました。

以上により、当第3四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローに投資活動によるキャッシュ・フローを加えたフリー・キャッシュ・フローは、147億14百万円の資金減少となりました。なお、当第3四半期連結累計期間においては84億41百万円の資金減少となりました。これらは、主として今後の戦略投資等に対応する待機資金を3ヶ月を超える定期預金及び有価証券の運用に支出したことによるものです。



(財務活動によるキャッシュ・フロー)

株主の皆様への利益還元としまして配当に24億85百万円を支出したこと等により、当第3四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは27億23百万円の資金減少となりました。なお、第2四半期連結累計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは27億90百万円の資金減少であったため、当第3四半期連結累計期間においては55億13百万円の資金減少となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第3四半期末残高は、第2四半期末残高比177億26百万円減少し264億76百万円となりました。なお、前連結会計年度末比においては138億63百万円の減少となりました。

当第3四半期末の借入金残高は32億15百万円ですが、現金及び現金同等物の残高を考慮すると、当社グループは将来必要とされる成長資金及び有利子負債の返済に対し、当面十分な資本の財源と資金の流動性を確保しております。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

前事業年度の有価証券報告書に記載した事業上及び財務上の「対処すべき課題」について、当第3四半期連結会計期間における重要な変更、進捗及び新たに発生した課題は以下のとおりです。なお、当四半期報告書提出日（平成22年2月12日）現在までの状況も含めて記載しております。

#### 1) 各事業の経営戦略

製粉事業におきまして、規模が小さく生産コストが他の工場と比べ割高となっております北見工場を、本年11月末をもって閉鎖することを決定いたしました。閉鎖後は同じ北海道にある函館工場並びに本州の大型工場へ生産を集約することにより、コスト競争力の強化を図ってまいります。なお、北見工場の敷地には北海道小麦センターを設立し、地元小麦生産者等との関係強化を図ってまいります。

また、加工食品事業におきまして、増設工事を進めておりました館林工場のプレミックスラインが昨年7月、予定通りに本格稼働いたしました。引き続き平成22年の完成予定で名古屋工場のリニューアル工事を推進し、プレミックス生産体制を見直すなどコスト競争力の強化に努めてまいります。

#### 2) 国際化戦略

カナダで製粉事業を行っているロジャーズフーズは、高品質の小麦粉供給と顧客ニーズに合致したサービスの提供によりお客様から高い評価を頂いております。ロジャーズフーズは順調に業績を拡大しており、生産能力の不足が見込まれることから、本年秋の完工予定で能力増強工事を行うことにより、供給体制を強化し販売伸長を目指してまいります。

#### 3) 麦政策の改革に向けた取り組み

政府（農林水産省）は昨年10月16日から輸入小麦の政府売渡価格を平均で23%引き下げました。輸入小麦の引き下げは昨年4月に続き2度目となりますが、当社グループとしては、お客様をはじめご関係の皆様へ制度の仕組みをご説明申し上げ、小麦粉の価格改定についてご理解頂くように努めました。

#### 4) 企業の社会的責任への取り組み

当社グループは、消費者の皆様への意識や、社会の潮流などを的確に見極め、当社グループとして備えるべき事項や対策を適時指示する役割を担う組織として、経営直轄のC R（Consumer Relations）室を新設し、各事業会社にもC R担当を配置し、情報を共有化するとともに、対応の一元化を図っております。C R室は消費者の皆様への声やニーズを積極的に収集し、また消費者庁、その他の消費者行政に関する情報を集約することにより、当社グループとしての消費者の皆様・消費者行政への対応の充実を図ってまいります。

また、当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社は、「食」にかかわる企業として、安全安心な食を提供し続けていくことが当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉であると考えております。企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるためには、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給が必要不可欠です。これらの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、短期的な経済的効率性のみを重視して生産コストや研究開発コストにつき過度の削減を行うなど中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、食の安全を始めとした社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合いグループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、定款第49条及び平成21年6月25日開催の第165回定時株主総会においてご承認いただいた「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策（「本プラン」）を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

- 1) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案をあらかじめ書面により当社に提出し、当該買収提案について本新株予約権(下記6))の無償割当等を行わない旨の取締役会決議(「確認決議」)を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。取締役会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、必要情報が不足していることにより買収提案とは認められない提案につき、当該当社株式の取得に係る提案を行った者に対し、必要に応じて回答期限を設定し情報提供を要請することができるものとします。  
「特定買収行為」とは、a)株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為(これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含みます。)又はb)買付け等の後の株券等所有割合が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記4)ア)ないしキ)記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。
- 2) 取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を当社の社外役員のみから構成される企業価値委員会に速やかに付議するものとします。
- 3) 企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議(「勧告決議」)を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)を目安とし、合理的理由によりこれらの期間が延びる場合には、当該理由の開示がなされるものとします。

- 4) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、以下に掲げる事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとし、また、以下に掲げる事項の一部を充たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとします。
- ア) 下記のいずれの類型にも該当しないこと
- (a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
  - (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為
  - (c) 当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要な資産や資金を減少させるなど、当社の継続的發展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為
  - (e) その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社の利害関係者の利益を不当に害することによって買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為
- イ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
- ウ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
- エ) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること
- オ) 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は当該日数。))が確保されていること
- カ) 当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であると認められる条件による提案ではないこと
- キ) その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること
- 5) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。
- 6) 特定買収者(特定買収行為を行った者で特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。)が出現した場合、取締役会は、特定買収者が出現した旨の開示のほか、本新株予約権の無償割当基準日、無償割当効力発生日その他新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、本新株予約権の無償割当てを実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等(特定買収者及びその関係者をいいます。)の行使に制約が付された新株予約権をいいます。
- 無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。)までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせないことができます。
- 7) 本新株予約権の無償割当てを行う場合、無償割当基準日における全普通株主(但し、当社を除く。)に対し、その所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、2株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。
- 8) 本新株予約権には、未行使の本新株予約権を当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権(特定買収者等の行使に制約が付されたもの)となります。

④ 取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- 1) 本プランは、当社定款第49条の規定に則り、平成21年6月25日開催の第165回定時株主総会において株主の皆様の事前承認を受けております。
- 2) 当社取締役の任期は1年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。
- 3) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の役員としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされております。
- 4) 上記③4)ア)ないしキ)記載の事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、企業価値委員会は勧告決議を行わなければならないものとされており、客観性を高めるための仕組みが採られております。
- 5) 本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。
- 6) 株主総会の承認決議の有効期間を、決議から3年に設定しております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。
- 7) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費は、14億56百万円であります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営戦略の現状と見通し」について、変更はありません。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者の問題認識と今後の方針」について、変更はありません。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末において、重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

| 種類   | 発行可能株式総数（株） |
|------|-------------|
| 普通株式 | 932,856,000 |
| 計    | 932,856,000 |

##### ②【発行済株式】

| 種類   | 第3四半期会計期間末<br>現在発行数（株）<br>（平成21年12月31日） | 提出日現在発行数（株）<br>（平成22年2月12日） | 上場金融商品取引所<br>名又は登録認可金融<br>商品取引業協会名       | 内容                                                          |
|------|-----------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 普通株式 | 251,535,448                             | 251,535,448                 | 東京証券取引所<br>（市場第一部）<br>大阪証券取引所<br>（市場第一部） | 株主としての権利内容<br>に制限のない標準とな<br>る株式であり、単元株<br>式数は500株でありま<br>す。 |
| 計    | 251,535,448                             | 251,535,448                 | —                                        | —                                                           |

(2) 【新株予約権等の状況】

- ① 当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、以下の新株予約権を発行しております。

＜平成15年7月23日発行の新株予約権＞

| 株主総会の特別決議日（平成15年6月26日）                 |                                           |
|----------------------------------------|-------------------------------------------|
|                                        | 第3四半期会計期間末現在<br>（平成21年12月31日）             |
| 新株予約権の数（個）                             | 13（注）1                                    |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）                   | —                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                       | 普通株式（注）2                                  |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株）                     | 14,300（注）5                                |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）                      | 1個当たり 892,100円（注）3<br>（注）5                |
| 新株予約権の行使期間                             | 平成17年7月16日～<br>平成22年7月15日                 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 1株当たり発行価格 811円<br>1株当たり資本組入額 406円<br>（注）5 |
| 新株予約権の行使の条件                            | （注）4                                      |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。            |
| 代用払込みに関する事項                            | —                                         |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項               | —                                         |

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行った場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が存続会社若しくは新設会社において承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

- 4① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は平成19年7月15日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、2次相続は認めない。

- ③ 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
  - ④ 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合(疾病、障害により辞任した場合を除く。)、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない理由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
  - ⑤ その他の条件については、平成15年6月26日開催の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- 5 平成17年11月18日付の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。



<平成16年 7 月26日発行の新株予約権>

| 株主総会の特別決議日（平成16年 6 月25日）               |                                              |
|----------------------------------------|----------------------------------------------|
|                                        | 第3 四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日)               |
| 新株予約権の数（個）                             | 67（注） 1                                      |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）                   | —                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                       | 普通株式（注） 2                                    |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株）                     | 73,700（注） 5                                  |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）                      | 1 個当たり 1,098,900円（注） 3<br>（注） 5              |
| 新株予約権の行使期間                             | 平成18年 7 月17日～<br>平成23年 7 月16日                |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 1 株当たり発行価格 999円<br>1 株当たり資本組入額 500円<br>（注） 5 |
| 新株予約権の行使の条件                            | （注） 4                                        |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。               |
| 代用払込みに関する事項                            | —                                            |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項               | —                                            |

（注） 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行った場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が存続会社若しくは新設会社において承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

- 4 ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から 2 年を経過した日又は平成20年 7 月16日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、2 次相続は認めない。
- ③ 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

- ④ 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合(疾病、障害により辞任した場合を除く。)、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない理由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
  - ⑤ その他の条件については、平成16年6月25日開催の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- 5 平成17年11月18日付の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<平成17年8月17日発行の新株予約権>

| 株主総会の特別決議日（平成17年6月28日）                 |                                             |
|----------------------------------------|---------------------------------------------|
|                                        | 第3四半期会計期間末現在<br>（平成21年12月31日）               |
| 新株予約権の数（個）                             | 133（注）1                                     |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）                   | —                                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                       | 普通株式（注）2                                    |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株）                     | 146,300（注）5                                 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）                      | 1個当たり 1,193,500円（注）3<br>（注）5                |
| 新株予約権の行使期間                             | 平成19年7月21日～<br>平成24年7月20日                   |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 1株当たり発行価格 1,085円<br>1株当たり資本組入額 543円<br>（注）5 |
| 新株予約権の行使の条件                            | （注）4                                        |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。              |
| 代用払込みに関する事項                            | —                                           |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項               | —                                           |

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行った場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が存続会社若しくは新設会社において承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

- 4① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は平成21年7月20日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、2次相続は認めない。
- ③ 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

- ④ 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合(疾病、障害により辞任した場合を除く。)、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない理由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
  - ⑤ その他の条件については、平成17年6月28日開催の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- 5 平成17年11月18日付の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 当社は、会社法に基づき以下の新株予約権を発行しております。

＜平成19年8月13日発行の新株予約権＞

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

| 株主総会の普通決議日（平成19年6月27日）、取締役会決議日（平成19年7月26日） |                                     |
|--------------------------------------------|-------------------------------------|
|                                            | 第3四半期会計期間末現在<br>（平成21年12月31日）       |
| 新株予約権の数（個）                                 | 79（注）1                              |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）                       | —                                   |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                           | 普通株式（注）2                            |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株）                         | 79,000                              |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）                          | 1個当たり 1,197,000円（注）3                |
| 新株予約権の行使期間                                 | 平成21年7月27日～<br>平成26年7月26日           |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）     | 1株当たり発行価格 1,197円<br>1株当たり資本組入額 599円 |
| 新株予約権の行使の条件                                | （注）4                                |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                             | 譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項                                | —                                   |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項                   | （注）5                                |

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

4① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

- ③ 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
  - ④ 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
  - ⑤ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- ① 合併（当社が消滅する場合に限る）  
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
  - ② 吸収分割  
当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
  - ③ 新設分割  
新設分割により設立する株式会社
  - ④ 株式交換  
当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - ⑤ 株式移転  
株式移転により設立する株式会社

当社執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

| 株主総会の特別決議日（平成19年6月27日）、取締役会決議日（平成19年7月26日） |                                     |
|--------------------------------------------|-------------------------------------|
|                                            | 第3四半期会計期間末現在<br>（平成21年12月31日）       |
| 新株予約権の数（個）                                 | 156（注）1                             |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）                       | —                                   |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                           | 普通株式（注）2                            |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株）                         | 156,000                             |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）                          | 1個当たり 1,197,000円（注）3                |
| 新株予約権の行使期間                                 | 平成21年7月27日～<br>平成26年7月26日           |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）     | 1株当たり発行価格 1,197円<br>1株当たり資本組入額 599円 |
| 新株予約権の行使の条件                                | （注）4                                |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                             | 譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項                                | —                                   |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項                   | （注）5                                |

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

- ③ 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
  - ④ 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
  - ⑤ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- ① 合併（当社が消滅する場合に限る）  
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
  - ② 吸収分割  
当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
  - ③ 新設分割  
新設分割により設立する株式会社
  - ④ 株式交換  
当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - ⑤ 株式移転  
株式移転により設立する株式会社



<平成20年8月19日発行の新株予約権>

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

| 株主総会の普通決議日（平成20年6月26日）、取締役会決議日（平成20年7月30日） |                                     |
|--------------------------------------------|-------------------------------------|
|                                            | 第3四半期会計期間末現在<br>（平成21年12月31日）       |
| 新株予約権の数（個）                                 | 88（注）1                              |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）                       | —                                   |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                           | 普通株式（注）2                            |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株）                         | 88,000                              |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）                          | 1個当たり 1,397,000円（注）3                |
| 新株予約権の行使期間                                 | 平成22年8月20日～<br>平成27年7月30日           |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）     | 1株当たり発行価格 1,397円<br>1株当たり資本組入額 699円 |
| 新株予約権の行使の条件                                | （注）4                                |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                             | 譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項                                | —                                   |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項                   | （注）5                                |

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

- ③ 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
  - ④ 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
  - ⑤ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- ① 合併（当社が消滅する場合に限る）  
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
  - ② 吸収分割  
当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
  - ③ 新設分割  
新設分割により設立する株式会社
  - ④ 株式交換  
当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - ⑤ 株式移転  
株式移転により設立する株式会社

当社執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

| 株主総会の特別決議日（平成20年6月26日）、取締役会決議日（平成20年7月30日） |                                     |
|--------------------------------------------|-------------------------------------|
|                                            | 第3四半期会計期間末現在<br>（平成21年12月31日）       |
| 新株予約権の数（個）                                 | 178（注）1                             |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）                       | —                                   |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                           | 普通株式（注）2                            |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株）                         | 178,000                             |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）                          | 1個当たり 1,397,000円（注）3                |
| 新株予約権の行使期間                                 | 平成22年8月20日～<br>平成27年7月30日           |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）     | 1株当たり発行価格 1,397円<br>1株当たり資本組入額 699円 |
| 新株予約権の行使の条件                                | （注）4                                |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                             | 譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項                                | —                                   |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項                   | （注）5                                |

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

- ③ 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
  - ④ 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
  - ⑤ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- ① 合併（当社が消滅する場合に限る）  
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
  - ② 吸収分割  
当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
  - ③ 新設分割  
新設分割により設立する株式会社
  - ④ 株式交換  
当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - ⑤ 株式移転  
株式移転により設立する株式会社

<平成21年8月18日発行の新株予約権>

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

| 株主総会の普通決議日（平成21年6月25日）、取締役会決議日（平成21年7月30日） |                                     |
|--------------------------------------------|-------------------------------------|
|                                            | 第3四半期会計期間末現在<br>（平成21年12月31日）       |
| 新株予約権の数（個）                                 | 84（注）1                              |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）                       | —                                   |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                           | 普通株式（注）2                            |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株）                         | 84,000                              |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）                          | 1個当たり 1,131,000円（注）3                |
| 新株予約権の行使期間                                 | 平成23年8月19日～<br>平成28年8月1日            |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）     | 1株当たり発行価格 1,131円<br>1株当たり資本組入額 566円 |
| 新株予約権の行使の条件                                | （注）4                                |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                             | 譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項                                | —                                   |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項                   | （注）5                                |

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

- ③ 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
  - ④ 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
  - ⑤ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- ① 合併（当社が消滅する場合に限る）  
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
  - ② 吸収分割  
当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
  - ③ 新設分割  
新設分割により設立する株式会社
  - ④ 株式交換  
当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - ⑤ 株式移転  
株式移転により設立する株式会社

当社執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

| 株主総会の特別決議日（平成21年6月25日）、取締役会決議日（平成21年7月30日） |                                     |
|--------------------------------------------|-------------------------------------|
|                                            | 第3四半期会計期間末現在<br>（平成21年12月31日）       |
| 新株予約権の数（個）                                 | 172（注）1                             |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）                       | —                                   |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                           | 普通株式（注）2                            |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株）                         | 172,000                             |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）                          | 1個当たり 1,131,000円（注）3                |
| 新株予約権の行使期間                                 | 平成23年8月19日～<br>平成28年8月1日            |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）     | 1株当たり発行価格 1,131円<br>1株当たり資本組入額 566円 |
| 新株予約権の行使の条件                                | （注）4                                |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                             | 譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項                                | —                                   |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項                   | （注）5                                |

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

- ③ 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
  - ④ 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
  - ⑤ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- ① 合併（当社が消滅する場合に限る）  
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
  - ② 吸収分割  
当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
  - ③ 新設分割  
新設分割により設立する株式会社
  - ④ 株式交換  
当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - ⑤ 株式移転  
株式移転により設立する株式会社



(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日         | 発行済株式<br>総数増減数<br>(千株) | 発行済株式<br>総数残高<br>(千株) | 資本金増減額<br>(百万円) | 資本金残高<br>(百万円) | 資本準備金<br>増減額<br>(百万円) | 資本準備金<br>残高<br>(百万円) |
|-------------|------------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成21年12月31日 | —                      | 251, 535              | —               | 17, 117        | —                     | 9, 500               |

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため記載することができないことから、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成21年9月30日現在

| 区分             | 株式数(株)                   | 議決権の数(個) | 内容                                          |
|----------------|--------------------------|----------|---------------------------------------------|
| 無議決権株式         | —                        | —        | —                                           |
| 議決権制限株式(自己株式等) | —                        | —        | —                                           |
| 議決権制限株式(その他)   | —                        | —        | —                                           |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己株式)<br>普通株式2,961,000  | —        | 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。 |
|                | (相互保有株式)<br>普通株式 327,000 | —        | 同上                                          |
| 完全議決権株式(その他)   | 普通株式<br>246,552,000      | 493,104  | 同上                                          |
| 単元未満株式         | 普通株式1,695,448            | —        | —                                           |
| 発行済株式総数        | 251,535,448              | —        | —                                           |
| 総株主の議決権        | —                        | 493,104  | —                                           |

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ2,000株及び7株含まれており、「議決権の数」には、証券保管振替機構名義の完全議決権株式に係る議決権が4個含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。なお、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が288株自己株式に含まれております。

自己株式

株式会社日清製粉グループ本社 602株

相互保有株式

千葉共同サイロ株式会社 129株

## ②【自己株式等】

平成21年9月30日現在

| 所有者の氏名<br>又は名称     | 所有者の住所                 | 自己名義<br>所有株式数<br>(株) | 他人名義<br>所有株式数<br>(株) | 所有株式数<br>の合計<br>(株) | 発行済株式総数<br>に対する所有<br>株式数の割合(%) |
|--------------------|------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|--------------------------------|
| 自己株式               |                        |                      |                      |                     |                                |
| 株式会社日清製粉<br>グループ本社 | 東京都千代田区神田錦町<br>一丁目25番地 | 2,961,000            | —                    | 2,961,000           | 1.17                           |
| 相互保有株式             |                        |                      |                      |                     |                                |
| 石川株式会社             | 神戸市兵庫区島上町<br>一丁目2番10号  | 139,500              | —                    | 139,500             | 0.05                           |
| 株式会社若葉商会           | 神戸市灘区摩耶埠頭2番8           | 103,000              | —                    | 103,000             | 0.04                           |
| 千葉共同サイロ株式会社        | 千葉市美浜区新港16番地           | 79,000               | —                    | 79,000              | 0.03                           |
| 日本ロジテム株式会社         | 東京都品川区荏原<br>一丁目19番17号  | 5,500                | —                    | 5,500               | 0.00                           |
| 計                  | —                      | 3,288,000            | —                    | 3,288,000           | 1.30                           |

## 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別    | 平成21年<br>4月 | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   |
|-------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最高(円) | 1,113       | 1,096 | 1,155 | 1,152 | 1,238 | 1,294 | 1,285 | 1,242 | 1,282 |
| 最低(円) | 987         | 985   | 1,043 | 1,046 | 1,109 | 1,153 | 1,181 | 1,135 | 1,168 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における市場相場であります。

## 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

|               | 当第3四半期連結会計期間末<br>(平成21年12月31日) | 前連結会計年度末に係る<br>要約連結貸借対照表<br>(平成21年3月31日) |
|---------------|--------------------------------|------------------------------------------|
| 資産の部          |                                |                                          |
| 流動資産          |                                |                                          |
| 現金及び預金        | 61,286                         | 51,967                                   |
| 受取手形及び売掛金     | 注5 62,594                      | 57,329                                   |
| 有価証券          | 21,324                         | 8,799                                    |
| たな卸資産         | 注1 39,166                      | 注1 45,822                                |
| その他           | 10,458                         | 11,405                                   |
| 貸倒引当金         | △311                           | △212                                     |
| 流動資産合計        | 194,519                        | 175,112                                  |
| 固定資産          |                                |                                          |
| 有形固定資産        |                                |                                          |
| 建物及び構築物（純額）   | 注2,3 45,371                    | 注2,3 45,477                              |
| 機械装置及び運搬具（純額） | 注2,3 31,898                    | 注2,3 33,843                              |
| 土地            | 33,159                         | 32,939                                   |
| その他（純額）       | 注2 4,741                       | 注2 4,390                                 |
| 有形固定資産合計      | 115,171                        | 116,650                                  |
| 無形固定資産        | 3,641                          | 3,482                                    |
| 投資その他の資産      |                                |                                          |
| 投資有価証券        | 70,062                         | 66,256                                   |
| その他           | 9,551                          | 9,545                                    |
| 貸倒引当金         | △151                           | △167                                     |
| 投資その他の資産合計    | 79,461                         | 75,634                                   |
| 固定資産合計        | 198,274                        | 195,767                                  |
| 資産合計          | 392,794                        | 370,879                                  |

(単位：百万円)

|              | 当第3四半期連結会計期間末<br>(平成21年12月31日) | 前連結会計年度末に係る<br>要約連結貸借対照表<br>(平成21年3月31日) |
|--------------|--------------------------------|------------------------------------------|
| 負債の部         |                                |                                          |
| 流動負債         |                                |                                          |
| 支払手形及び買掛金    | 注5 27,703                      | 22,479                                   |
| 短期借入金        | 2,884                          | 2,943                                    |
| 未払法人税等       | 5,076                          | 4,691                                    |
| 引当金          | 214                            | 252                                      |
| 未払費用         | 11,722                         | 13,470                                   |
| その他          | 16,150                         | 12,545                                   |
| 流動負債合計       | 63,752                         | 56,381                                   |
| 固定負債         |                                |                                          |
| 長期借入金        | 330                            | 336                                      |
| 引当金          |                                |                                          |
| 退職給付引当金      | 9,120                          | 8,587                                    |
| その他の引当金      | 1,862                          | 1,809                                    |
| 引当金計         | 10,982                         | 10,396                                   |
| 繰延税金負債       | 11,838                         | 10,546                                   |
| その他          | 7,066                          | 7,124                                    |
| 固定負債合計       | 30,219                         | 28,403                                   |
| 負債合計         | 93,971                         | 84,785                                   |
| 純資産の部        |                                |                                          |
| 株主資本         |                                |                                          |
| 資本金          | 17,117                         | 17,117                                   |
| 資本剰余金        | 9,446                          | 9,446                                    |
| 利益剰余金        | 228,124                        | 218,543                                  |
| 自己株式         | △3,176                         | △3,177                                   |
| 株主資本合計       | 251,512                        | 241,930                                  |
| 評価・換算差額等     |                                |                                          |
| その他有価証券評価差額金 | 19,030                         | 17,220                                   |
| 繰延ヘッジ損益      | 75                             | 43                                       |
| 為替換算調整勘定     | △1,774                         | △2,153                                   |
| 評価・換算差額等合計   | 17,331                         | 15,111                                   |
| 新株予約権        | 70                             | 38                                       |
| 少数株主持分       | 29,908                         | 29,014                                   |
| 純資産合計        | 298,822                        | 286,094                                  |
| 負債純資産合計      | 392,794                        | 370,879                                  |

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

|              | 前第3四半期連結累計期間<br>(自 平成20年4月1日<br>至 平成20年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成21年12月31日) |
|--------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 売上高          | 354,139                                        | 341,386                                        |
| 売上原価         | 252,320                                        | 236,664                                        |
| 売上総利益        | 101,818                                        | 104,721                                        |
| 販売費及び一般管理費   | 注1 83,849                                      | 注1 83,271                                      |
| 営業利益         | 17,969                                         | 21,450                                         |
| 営業外収益        |                                                |                                                |
| 受取利息         | 319                                            | 227                                            |
| 受取配当金        | 1,087                                          | 891                                            |
| 持分法による投資利益   | 454                                            | 917                                            |
| その他          | 546                                            | 552                                            |
| 営業外収益合計      | 2,408                                          | 2,589                                          |
| 営業外費用        |                                                |                                                |
| 支払利息         | 130                                            | 64                                             |
| 為替差損         | 235                                            | —                                              |
| その他          | 83                                             | 115                                            |
| 営業外費用合計      | 450                                            | 180                                            |
| 経常利益         | 19,927                                         | 23,859                                         |
| 特別利益         |                                                |                                                |
| 固定資産売却益      | 5                                              | 25                                             |
| 投資有価証券売却益    | 151                                            | 1,011                                          |
| 関係会社清算益      | 67                                             | 157                                            |
| 製菓事業合弁解消益    | 1,065                                          | —                                              |
| その他          | 5                                              | 246                                            |
| 特別利益合計       | 1,295                                          | 1,441                                          |
| 特別損失         |                                                |                                                |
| 固定資産除却損      | 505                                            | 430                                            |
| 投資有価証券評価損    | 784                                            | —                                              |
| 生産体制改善関連費用   | 488                                            | —                                              |
| その他          | 29                                             | 137                                            |
| 特別損失合計       | 1,808                                          | 568                                            |
| 税金等調整前四半期純利益 | 19,414                                         | 24,732                                         |
| 法人税等         | 注2 7,640                                       | 注2 9,276                                       |
| 少数株主利益       | 903                                            | 1,152                                          |
| 四半期純利益       | 10,870                                         | 14,303                                         |

|              | 前第3四半期連結会計期間<br>(自 平成20年10月1日<br>至 平成20年12月31日) | 当第3四半期連結会計期間<br>(自 平成21年10月1日<br>至 平成21年12月31日) |
|--------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 売上高          | 122,743                                         | 114,507                                         |
| 売上原価         | 86,271                                          | 77,416                                          |
| 売上総利益        | 36,472                                          | 37,091                                          |
| 販売費及び一般管理費   | 注1 28,301                                       | 注1 27,823                                       |
| 営業利益         | 8,171                                           | 9,268                                           |
| 営業外収益        |                                                 |                                                 |
| 受取利息         | 107                                             | 70                                              |
| 受取配当金        | 464                                             | 348                                             |
| 持分法による投資利益   | 172                                             | 337                                             |
| その他          | 162                                             | 206                                             |
| 営業外収益合計      | 906                                             | 963                                             |
| 営業外費用        |                                                 |                                                 |
| 支払利息         | 33                                              | 17                                              |
| 為替差損         | 278                                             | —                                               |
| その他          | 26                                              | 18                                              |
| 営業外費用合計      | 338                                             | 36                                              |
| 経常利益         | 8,739                                           | 10,195                                          |
| 特別利益         |                                                 |                                                 |
| 固定資産売却益      | 2                                               | 21                                              |
| 投資有価証券売却益    | 124                                             | 3                                               |
| 製菓事業合弁解消益    | 1,065                                           | —                                               |
| 事業譲渡益        | —                                               | 240                                             |
| その他          | —                                               | 6                                               |
| 特別利益合計       | 1,192                                           | 272                                             |
| 特別損失         |                                                 |                                                 |
| 固定資産除却損      | 164                                             | 106                                             |
| 投資有価証券評価損    | 729                                             | —                                               |
| 生産体制改善関連費用   | 208                                             | —                                               |
| その他          | 20                                              | 42                                              |
| 特別損失合計       | 1,122                                           | 149                                             |
| 税金等調整前四半期純利益 | 8,809                                           | 10,318                                          |
| 法人税等         | 注2 3,115                                        | 注2 3,823                                        |
| 少数株主利益       | 218                                             | 561                                             |
| 四半期純利益       | 5,475                                           | 5,933                                           |



## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

|                         | 前第3四半期連結累計期間<br>(自 平成20年4月1日<br>至 平成20年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成21年12月31日) |
|-------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| <b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b> |                                                |                                                |
| 税金等調整前四半期純利益            | 19,414                                         | 24,732                                         |
| 減価償却費                   | 11,367                                         | 11,223                                         |
| 退職給付引当金の増減額 (△は減少)      | 61                                             | 532                                            |
| 前払年金費用の増減額 (△は増加)       | △2,064                                         | △25                                            |
| 受取利息及び受取配当金             | △1,407                                         | △1,119                                         |
| 支払利息                    | 130                                            | 64                                             |
| 持分法による投資損益 (△は益)        | △454                                           | △917                                           |
| 投資有価証券売却損益 (△は益)        | △152                                           | △1,002                                         |
| 売上債権の増減額 (△は増加)         | △7,488                                         | △5,318                                         |
| たな卸資産の増減額 (△は増加)        | △7,471                                         | 6,707                                          |
| 仕入債務の増減額 (△は減少)         | 4,483                                          | 5,142                                          |
| その他                     | 2,315                                          | 4,232                                          |
| 小計                      | 18,734                                         | 44,251                                         |
| 利息及び配当金の受取額             | 1,816                                          | 1,466                                          |
| 利息の支払額                  | △126                                           | △71                                            |
| 法人税等の支払額                | △8,265                                         | △8,869                                         |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー        | 12,159                                         | 36,776                                         |
| <b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b> |                                                |                                                |
| 定期預金の預入による支出            | △8,623                                         | △100,327                                       |
| 定期預金の払戻による収入            | 7,123                                          | 76,644                                         |
| 有価証券の取得による支出            | △2,798                                         | △12,837                                        |
| 有価証券の売却による収入            | 12,700                                         | 800                                            |
| 有形及び無形固定資産の取得による支出      | △10,144                                        | △10,320                                        |
| 有形及び無形固定資産の売却による収入      | △208                                           | △168                                           |
| 投資有価証券の取得による支出          | △96                                            | △749                                           |
| 投資有価証券の売却による収入          | 216                                            | 1,479                                          |
| 製菓事業合弁解消による収入           | 3,511                                          | —                                              |
| 長期貸付けによる支出              | △4                                             | △2                                             |
| 長期貸付金の回収による収入           | 7                                              | 5                                              |
| その他                     | 121                                            | 257                                            |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー        | 1,805                                          | △45,218                                        |
| <b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b> |                                                |                                                |
| 短期借入れによる収入              | 263                                            | —                                              |
| 短期借入金の返済による支出           | △242                                           | △125                                           |
| 長期借入金の返済による支出           | △492                                           | —                                              |
| 自己株式の売却による収入            | 226                                            | 80                                             |
| 自己株式の取得による支出            | △139                                           | △79                                            |
| 配当金の支払額                 | △4,472                                         | △4,722                                         |
| その他                     | △644                                           | △666                                           |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー        | △5,501                                         | △5,513                                         |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額        | △932                                           | 92                                             |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)    | 7,530                                          | △13,863                                        |
| 現金及び現金同等物の期首残高          | 38,850                                         | 40,339                                         |
| 新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額    | 66                                             | —                                              |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高        | 46,447                                         | 26,476                                         |

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

|                | 当第3四半期連結累計期間<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成21年12月31日)                                                                                                      |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連結の範囲に関する事項の変更 | <p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間に連結子会社エスケーフーズ㈱(㈱OYCFーズネットに商号変更)が連結子会社㈱パニーフーズネットを吸収合併したため、連結子会社数が1社減少しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数</p> <p>39社</p> |

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

|         | 当第3四半期連結累計期間<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成21年12月31日)                                                                                                      |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 税金費用の計算 | <p>税金費用については、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第19項の規定により、「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」第12項(法定実効税率を使用する方法)に準じて計算しております。</p> <p>なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。</p> |

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 当第3四半期連結会計期間末<br>(平成21年12月31日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 前連結会計年度末<br>(平成21年3月31日) |             |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |      |        |      |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |           |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-------------|-----|----------|----------|-----------|-----|----|-------------|------------|---------|-----|--------|--|--|----------|---------|-----|---------|--|--|----------|---------|-----|---|--|-------|------|--------|------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----------|-----|----------|----------|-----------|-----|----|-------------|------------|---------|-----|--------|--|--|----------|---------|-----|---------|--|--|----------|---------|-----|---|--|-------|
| <div>1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。</div> <table><tr><td>商品及び製品</td><td>22,087百万円</td></tr><tr><td>仕掛品</td><td>3,459百万円</td></tr><tr><td>原材料及び貯蔵品</td><td>13,620百万円</td></tr></table> <div>2 有形固定資産減価償却累計額 215,168百万円</div> <div>3 国庫補助金の交付により取得した有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額 262百万円</div> <div>4 保証債務</div> <table><tr><th>相手先</th><th>摘要</th><th>金額<br/>(百万円)</th></tr><tr><td>(従業員住宅ローン)</td><td>金融機関借入金</td><td>182</td></tr><tr><td>(関係会社)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>阪神サイロ(株)</td><td>金融機関借入金</td><td>629</td></tr><tr><td>(取引先関係)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>日本バイオ(株)</td><td>金融機関借入金</td><td>227</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>1,039</td></tr></table> <div>5 四半期連結会計期間末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理をしております。したがって、当第3四半期連結会計期間末日は金融機関の休日であったため、四半期連結会計期間末日満期手形が以下の科目に含まれております。</div> <table><tr><td>受取手形</td><td>416百万円</td></tr><tr><td>支払手形</td><td>9百万円</td></tr></table> | 商品及び製品                   | 22,087百万円   | 仕掛品 | 3,459百万円 | 原材料及び貯蔵品 | 13,620百万円 | 相手先 | 摘要 | 金額<br>(百万円) | (従業員住宅ローン) | 金融機関借入金 | 182 | (関係会社) |  |  | 阪神サイロ(株) | 金融機関借入金 | 629 | (取引先関係) |  |  | 日本バイオ(株) | 金融機関借入金 | 227 | 計 |  | 1,039 | 受取手形 | 416百万円 | 支払手形 | 9百万円 | <div>1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。</div> <table><tr><td>商品及び製品</td><td>26,190百万円</td></tr><tr><td>仕掛品</td><td>3,223百万円</td></tr><tr><td>原材料及び貯蔵品</td><td>16,408百万円</td></tr></table> <div>2 有形固定資産減価償却累計額 207,060百万円</div> <div>3 国庫補助金の交付により取得した有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額 263百万円</div> <div>4 保証債務</div> <table><tr><th>相手先</th><th>摘要</th><th>金額<br/>(百万円)</th></tr><tr><td>(従業員住宅ローン)</td><td>金融機関借入金</td><td>211</td></tr><tr><td>(関係会社)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>阪神サイロ(株)</td><td>金融機関借入金</td><td>690</td></tr><tr><td>(取引先関係)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>日本バイオ(株)</td><td>金融機関借入金</td><td>248</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>1,150</td></tr></table> <div>5</div> | 商品及び製品 | 26,190百万円 | 仕掛品 | 3,223百万円 | 原材料及び貯蔵品 | 16,408百万円 | 相手先 | 摘要 | 金額<br>(百万円) | (従業員住宅ローン) | 金融機関借入金 | 211 | (関係会社) |  |  | 阪神サイロ(株) | 金融機関借入金 | 690 | (取引先関係) |  |  | 日本バイオ(株) | 金融機関借入金 | 248 | 計 |  | 1,150 |
| 商品及び製品                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 22,087百万円                |             |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |      |        |      |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |           |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |
| 仕掛品                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 3,459百万円                 |             |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |      |        |      |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |           |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |
| 原材料及び貯蔵品                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 13,620百万円                |             |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |      |        |      |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |           |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |
| 相手先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 摘要                       | 金額<br>(百万円) |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |      |        |      |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |           |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |
| (従業員住宅ローン)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 金融機関借入金                  | 182         |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |      |        |      |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |           |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |
| (関係会社)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                          |             |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |      |        |      |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |           |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |
| 阪神サイロ(株)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 金融機関借入金                  | 629         |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |      |        |      |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |           |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |
| (取引先関係)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                          |             |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |      |        |      |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |           |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |
| 日本バイオ(株)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 金融機関借入金                  | 227         |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |      |        |      |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |           |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |
| 計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                          | 1,039       |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |      |        |      |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |           |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |
| 受取手形                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 416百万円                   |             |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |      |        |      |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |           |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |
| 支払手形                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 9百万円                     |             |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |      |        |      |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |           |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |
| 商品及び製品                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 26,190百万円                |             |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |      |        |      |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |           |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |
| 仕掛品                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 3,223百万円                 |             |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |      |        |      |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |           |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |
| 原材料及び貯蔵品                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 16,408百万円                |             |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |      |        |      |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |           |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |
| 相手先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 摘要                       | 金額<br>(百万円) |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |      |        |      |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |           |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |
| (従業員住宅ローン)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 金融機関借入金                  | 211         |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |      |        |      |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |           |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |
| (関係会社)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                          |             |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |      |        |      |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |           |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |
| 阪神サイロ(株)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 金融機関借入金                  | 690         |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |      |        |      |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |           |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |
| (取引先関係)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                          |             |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |      |        |      |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |           |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |
| 日本バイオ(株)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 金融機関借入金                  | 248         |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |      |        |      |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |           |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |
| 計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                          | 1,150       |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |      |        |      |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |           |     |          |          |           |     |    |             |            |         |     |        |  |  |          |         |     |         |  |  |          |         |     |   |  |       |

## (四半期連結損益計算書関係)

| 前第3四半期連結累計期間<br>(自 平成20年4月1日<br>至 平成20年12月31日)                                                                                                           | 当第3四半期連結累計期間<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成21年12月31日) |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。                                                                                                                    | 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。          |
| 販売運賃 19,439百万円<br>販売促進費 24,935百万円                                                                                                                        | 販売運賃 19,074百万円<br>販売促進費 24,526百万円              |
| 2 当第3四半期連結累計期間における税金費用については、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第19項の規定により、「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」第12項（法定実効税率を使用する方法）に準じて計算しております。そのため、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。 | 2 同左                                           |

| 前第3四半期連結会計期間<br>(自 平成20年10月1日<br>至 平成20年12月31日)                                                                                                          | 当第3四半期連結会計期間<br>(自 平成21年10月1日<br>至 平成21年12月31日) |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。                                                                                                                    | 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。           |
| 販売運賃 6,713百万円<br>販売促進費 8,605百万円                                                                                                                          | 販売運賃 6,527百万円<br>販売促進費 8,021百万円                 |
| 2 当第3四半期連結会計期間における税金費用については、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第19項の規定により、「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」第12項（法定実効税率を使用する方法）に準じて計算しております。そのため、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。 | 2 同左                                            |

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前第3四半期連結累計期間<br>(自 平成20年4月1日<br>至 平成20年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成21年12月31日) |
|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係   | 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係   |
| 現金及び預金 48,578 百万円<br>有価証券 8,299 百万円            | 現金及び預金 61,286 百万円<br>有価証券 21,324 百万円           |
| 計 56,877 百万円                                   | 計 82,611 百万円                                   |
| 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 $\Delta$ 8,630 百万円            | 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 $\Delta$ 43,309 百万円           |
| 取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券等 $\Delta$ 1,799 百万円    | 取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券等 $\Delta$ 12,825 百万円   |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 46,447 百万円                    | 現金及び現金同等物の四半期末残高 26,476 百万円                    |

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 251,535 千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,053 千株

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 70 百万円 (提出会社(親会社))

4. 配当に関する事項

(配当金支払額)

平成21年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- |            |            |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額   | 2,236百万円   |
| ② 1株当たり配当額 | 9円         |
| ③ 基準日      | 平成21年3月31日 |
| ④ 効力発生日    | 平成21年6月26日 |
| ⑤ 配当の原資    | 利益剰余金      |

平成21年10月30日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- |            |            |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額   | 2,485百万円   |
| ② 1株当たり配当額 | 10円        |
| ③ 基準日      | 平成21年9月30日 |
| ④ 効力発生日    | 平成21年12月4日 |
| ⑤ 配当の原資    | 利益剰余金      |

5. 株主資本の金額の著しい変動

当第3四半期連結累計期間における剰余金の配当については「4. 配当に関する事項」に記載しております。なお、この他に該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

|                          | 製粉<br>(百万円) | 食品<br>(百万円) | その他<br>(百万円) | 計<br>(百万円) | 消去<br>又は全社<br>(百万円) | 連結<br>(百万円) |
|--------------------------|-------------|-------------|--------------|------------|---------------------|-------------|
| 売上高                      |             |             |              |            |                     |             |
| （1）外部顧客に対する売上高           | 52,515      | 61,237      | 8,990        | 122,743    | —                   | 122,743     |
| （2）セグメント間の内部<br>売上高又は振替高 | 6,989       | 130         | 776          | 7,896      | (7,896)             | —           |
| 計                        | 59,505      | 61,368      | 9,767        | 130,640    | (7,896)             | 122,743     |
| 営業利益                     | 4,136       | 3,458       | 563          | 8,158      | 12                  | 8,171       |

当第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

|                          | 製粉<br>(百万円) | 食品<br>(百万円) | その他<br>(百万円) | 計<br>(百万円) | 消去<br>又は全社<br>(百万円) | 連結<br>(百万円) |
|--------------------------|-------------|-------------|--------------|------------|---------------------|-------------|
| 売上高                      |             |             |              |            |                     |             |
| （1）外部顧客に対する売上高           | 45,368      | 57,983      | 11,155       | 114,507    | —                   | 114,507     |
| （2）セグメント間の内部<br>売上高又は振替高 | 5,055       | 166         | 444          | 5,666      | (5,666)             | —           |
| 計                        | 50,424      | 58,150      | 11,599       | 120,174    | (5,666)             | 114,507     |
| 営業利益                     | 4,760       | 3,599       | 839          | 9,198      | 69                  | 9,268       |

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

|                           | 製粉<br>(百万円) | 食品<br>(百万円) | その他<br>(百万円) | 計<br>(百万円) | 消去<br>又は全社<br>(百万円) | 連結<br>(百万円) |
|---------------------------|-------------|-------------|--------------|------------|---------------------|-------------|
| 売上高                       |             |             |              |            |                     |             |
| (1) 外部顧客に対する売上高           | 150,874     | 175,473     | 27,791       | 354,139    | —                   | 354,139     |
| (2) セグメント間の内部<br>売上高又は振替高 | 19,546      | 416         | 1,928        | 21,891     | (21,891)            | —           |
| 計                         | 170,421     | 175,890     | 29,719       | 376,030    | (21,891)            | 354,139     |
| 営業利益                      | 9,364       | 6,746       | 1,891        | 18,002     | (33)                | 17,969      |

当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

|                           | 製粉<br>(百万円) | 食品<br>(百万円) | その他<br>(百万円) | 計<br>(百万円) | 消去<br>又は全社<br>(百万円) | 連結<br>(百万円) |
|---------------------------|-------------|-------------|--------------|------------|---------------------|-------------|
| 売上高                       |             |             |              |            |                     |             |
| (1) 外部顧客に対する売上高           | 139,965     | 171,306     | 30,114       | 341,386    | —                   | 341,386     |
| (2) セグメント間の内部<br>売上高又は振替高 | 16,085      | 445         | 2,191        | 18,722     | (18,722)            | —           |
| 計                         | 156,050     | 171,752     | 32,306       | 360,109    | (18,722)            | 341,386     |
| 営業利益                      | 11,211      | 8,500       | 1,450        | 21,162     | 288                 | 21,450      |

(注) 1 事業区分の方法は、製品の種類の類似性を考慮して行っております。

2 各事業区分の主要製品

製粉……小麦粉、ふすま

食品……プレミックス、家庭用小麦粉、パスタ、パスタソース、冷凍食品、チルド食品、

製菓・製パン用資材、生化学製品、ライフサイエンス事業、健康食品

その他…ペットフード、設備工事、メッシュクロス、荷役・保管

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため記載しておりません。

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため記載しておりません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

海外売上高が連結売上高の10%未満のため記載しておりません。

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

海外売上高が連結売上高の10%未満のため記載しておりません。

(有価証券関係)

その他有価証券で時価のあるもの

|         | 当第3四半期連結会計期間末<br>(平成21年12月31日) |                                |             | 前連結会計年度末<br>(平成21年3月31日) |                             |             |
|---------|--------------------------------|--------------------------------|-------------|--------------------------|-----------------------------|-------------|
|         | 取得原価<br>(百万円)                  | 四半期連結<br>貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円)            | 連結<br>貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
| ① 株式    | 16,047                         | 48,421                         | 32,374      | 16,479                   | 45,779                      | 29,299      |
| ② 債券    |                                |                                |             |                          |                             |             |
| 国債・地方債等 | 9,871                          | 9,870                          | △1          | —                        | —                           | —           |
| 社債      | 3,955                          | 3,954                          | △1          | 799                      | 800                         | 0           |
| その他     | —                              | —                              | —           | —                        | —                           | —           |
| ③ その他   | —                              | —                              | —           | —                        | —                           | —           |
| 合計      | 29,874                         | 62,246                         | 32,372      | 17,279                   | 46,579                      | 29,299      |

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)

記載すべき事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

記載すべき事項はありません。



## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

| 当第3四半期連結会計期間末<br>(平成21年12月31日) | 前連結会計年度末<br>(平成21年3月31日) |
|--------------------------------|--------------------------|
| 1株当たり純資産額 1,081円94銭            | 1株当たり純資産額 1,034円49銭      |

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

| 項目                          | 当第3四半期連結会計期間末<br>(平成21年12月31日) | 前連結会計年度末<br>(平成21年3月31日) |
|-----------------------------|--------------------------------|--------------------------|
| 純資産の部の合計額(百万円)              | 298,822                        | 286,094                  |
| 普通株式に係る純資産額(百万円)            | 268,843                        | 257,041                  |
| 差額の主な内訳(百万円)                |                                |                          |
| 新株予約権                       | 70                             | 38                       |
| 少数株主持分                      | 29,908                         | 29,014                   |
| 普通株式の発行済株式数(株)              | 251,535,448                    | 251,535,448              |
| 普通株式の自己株式数(株)               | 3,053,252                      | 3,063,086                |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株) | 248,482,196                    | 248,472,362              |

## 2. 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

| 前第3四半期連結累計期間<br>(自平成20年4月1日<br>至平成20年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間<br>(自平成21年4月1日<br>至平成21年12月31日) |
|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 1株当たり四半期純利益 43円75銭                           | 1株当たり四半期純利益 57円56銭                           |
| 潜在株式調整後<br>1株当たり四半期純利益 43円74銭                | 潜在株式調整後<br>1株当たり四半期純利益 57円55銭                |

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

|                                                                         | 前第3四半期連結累計期間<br>(自平成20年4月1日<br>至平成20年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間<br>(自平成21年4月1日<br>至平成21年12月31日) |
|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| (1) 1株当たり四半期純利益                                                         |                                              |                                              |
| 四半期純利益(百万円)                                                             | 10,870                                       | 14,303                                       |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円)                                                       | —                                            | —                                            |
| 普通株式に係る四半期純利益(百万円)                                                      | 10,870                                       | 14,303                                       |
| 普通株式の期中平均株式数(株)                                                         | 248,446,815                                  | 248,492,589                                  |
| (2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益                                                  |                                              |                                              |
| 四半期純利益調整額(百万円)                                                          | —                                            | —                                            |
| 普通株式増加数(株)                                                              | 75,475                                       | 34,675                                       |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | 該当事項はありません。                                  | 該当事項はありません。                                  |

| 前第3四半期連結会計期間<br>(自 平成20年10月1日<br>至 平成20年12月31日) |        | 当第3四半期連結会計期間<br>(自 平成21年10月1日<br>至 平成21年12月31日) |        |
|-------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------|--------|
| 1株当たり四半期純利益                                     | 22円04銭 | 1株当たり四半期純利益                                     | 23円87銭 |
| 潜在株式調整後                                         |        | 潜在株式調整後                                         |        |
| 1株当たり四半期純利益                                     | 22円03銭 | 1株当たり四半期純利益                                     | 23円87銭 |

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

|                                                                         | 前第3四半期連結会計期間<br>(自 平成20年10月1日<br>至 平成20年12月31日) | 当第3四半期連結会計期間<br>(自 平成21年10月1日<br>至 平成21年12月31日) |
|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| (1) 1株当たり四半期純利益                                                         |                                                 |                                                 |
| 四半期純利益(百万円)                                                             | 5,475                                           | 5,933                                           |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円)                                                       | —                                               | —                                               |
| 普通株式に係る四半期純利益(百万円)                                                      | 5,475                                           | 5,933                                           |
| 普通株式の期中平均株式数(株)                                                         | 248,486,923                                     | 248,505,455                                     |
|                                                                         |                                                 |                                                 |
| (2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益                                                  |                                                 |                                                 |
| 四半期純利益調整額(百万円)                                                          | —                                               | —                                               |
| 普通株式増加数(株)                                                              | 27,165                                          | 61,243                                          |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | 該当事項はありません。                                     | 該当事項はありません。                                     |

(リース取引関係)

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

記載すべき事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

### ① 中間配当

平成21年10月30日開催の取締役会において、平成21年9月30日を基準日として、次のとおり中間配当を行う旨決議しました。

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 1 中間配当金総額           | 2,485百万円   |
| 2 1株当たりの配当額         | 10円        |
| 3 中間配当の効力発生日（支払開始日） | 平成21年12月4日 |

### ② その他

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

株式会社日清製粉グループ本社

取締役社長 村 上 一 平 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 塚 原 雅 人 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 村 保 広 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 會 田 将 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日清製粉グループ本社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

株式会社日清製粉グループ本社

取締役社長 村 上 一 平 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 塚 原 雅 人 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 村 保 広 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 會 田 将 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日清製粉グループ本社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。